上士幌型脱炭素住宅建設助成事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、町内に上士幌型脱炭素住宅を建設し定住する者に対して建設費用の一部を助成することにより、地域環境と調和した住環境の整備、民間住宅における断熱性能及び省エネルギー性能の向上、並びに再生可能エネルギーの導入促進を図り、脱炭素社会の実現に資することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）住宅　一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるよう建築された建物又は建物の一部をいい、専用の風呂、便所、台所、及び居室を有するもの（延べ面積の２分の１以上を居住の用に供し、かつ、事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）をいう。ただし、多世帯住宅の場合にあっては、これを１戸の住宅とみなすものとする。

（２）建売住宅　宅地建物取引業法（昭和２７年法律第１７６号）の規定による宅地建物取引業免許を有する者が販売する住宅であり、まだ人の居住の用に供していないもの（建設工事完了の日から起算して１年を経過したものを除く。）をいう。

（３）住宅等　前２号に掲げるものをいう。

（４）取得　住宅を新築すること、又は建売住宅を購入することをいう。

（５）上士幌型脱炭素住宅　上士幌型脱炭素住宅認定基準（令和５年４月１日制定）を満たした住宅等をいう。

２　この要綱に関して用いる面積の算定方法は、特別の定めがある場合を除き、建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第２条第１項第１号から第４号に定めるものとする。

（助成対象者）

第３条　助成の対象となる者（以下、「助成対象者」という。）は、次に掲げる基準に適合する者とする。

（１）上士幌町内に定住を目的に住宅等を取得する個人であること。

（２）完了実績報告の日において、住宅等の所有権を有する者であること。

（３）完了実績報告の日において、助成の対象となる住宅等に居住する世帯全員（以下、「対象住宅世帯員」という。）の住所（住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）の規定による住民票に記載された住所をいう。）が、住宅等の所在地と同一であること。

（４）過去にこの要綱による助成金の交付を受けていない者であること。

（５）助成対象者が町税等を滞納していないこと。

（６）住宅等の取得について、この要綱による助成金以外に、国費補助金等の交付を受けない者であること。

（７）対象住宅世帯員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号から第５号に規定する暴力団の構成員でないこと。

（８）対象住宅世帯員が破壊活動防止法（昭和２７年法律第２４０号）第４条に規定する法力主義的破壊活動を行う団体等に所属していないこと。

（助成対象住宅）

第４条　助成の対象となる住宅等（以下、「助成対象住宅」という。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

（１）建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）の他、建築基準関係規定に適合するものであること。

（２）上士幌型脱炭素住宅認定基準を満たすものであること。

（３）居住の用に供する部分の延べ面積が５７．４平方メートル以上のものであること。

（４）建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２条第３項に規定する建設業者又は同法第３条第１項ただし書きに規定する軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者が施工するものであること。

（５）公共事業等に伴う移転補償費の交付を受けるものでないこと。

（６）賃貸住宅（住宅等のうち、賃貸人と賃借人の間で賃貸借契約を締結したものをいう。）でないこと。

（助成金の額）

第５条　助成金の額は、１戸につき１５０万円とする。

（事業計画の承認申請）

第６条　助成金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、交付の申請に当たり、予め上士幌型脱炭素住宅建設助成事業計画承認申請書（第１号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に申請するものとする。

（１）建設工事請負契約書の写し（建売住宅の場合は売買契約書案又は売買に係る見積書の写し）

（２）設計図面（位置図、配置図、各階平面図、立面図、短計図、及び求積図）

（３）設計住宅性能評価書の写し

（４）ＢＥＬＬＳ評価書の写し

（５）申請者の町税等に関する情報の開示に係る同意書（町外からの転入者については、転入前の市町村が発行する市町村税等の滞納がないことを証明する書類）

（６）その他町長が必要と認める書類

２　町長が認める場合において、申請者は前項各号に掲げる書類のいずれかについて、添付しない事を選択できるものとする。

（事業計画の承認）

第７条　町長は、事業計画の承認申請があったときは、その内容を審査し、申請を承認することを決定したときは、上士幌型脱炭素住宅建設助成事業計画承認通知書（第２号様式）により、申請者に通知するものとする。

２　町長は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

３　町長は、事業計画を承認しないことを決定した時は、上士幌型脱炭素住宅建設助成事業計画不承認通知書（第３号様式）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の交付申請）

第８条　申請者は、事業計画の承認を受けた日以降で最初に到来する１１月１５日までに上士幌型脱炭素住宅建設助成金交付申請書（第４号様式）に町長が必要と認める書類を添えて、町長に申請するものとする。

（助成金の交付決定）

第９条　町長は、助成金の交付申請があったときは、その内容を審査し、当該申請のあった日の属する年度における予算の範囲内で、助成金の交付の可否を決定するものとする。

２　町長は、助成金を交付することを決定したときは、上士幌型脱炭素住宅建設助成金交付決定通知書（第５号様式）により、申請者に通知するものとする。

３　町長は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

４　町長は、助成金を交付しないことを決定したときは、上士幌型脱炭素住宅建設助成金不交付決定通知書（第６号様式）により、申請者に通知するものとする。

（助成事業の着手）

第１０条　助成事業の着手の時期は、助成金の交付決定のあった日以降でなければならない。ただし、町長が事業の性格上やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

２　申請者は、前項ただし書による場合は、上士幌型脱炭素住宅建設助成事業指令前着手届（第７号様式）により、町長に届け出るものとする。

３　申請者は、前項の場合において、交付決定を受けるまでの期間（交付決定がなされなかった場合も含む。）に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知した上で、当該事業に着手するものとする。

（助成事業の変更等）

第１１条　助成金の交付決定を受けた者（以下、「交付決定者」という。）は、申請の内容を変更又は中止しようとするときは、上士幌型脱炭素住宅建設助成事業変更等承認申請書（第８号様式）に町長が必要と認める書類を添えて町長に申請し、承認を受けなければならない。

２　町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、変更又は中止を承認するときは、上士幌型脱炭素住宅建設助成事業変更等承認通知書（第９号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

（完了実績報告）

第１２条　交付決定者は、助成事業が完了したときは、助成事業の交付申請を行った日の属する年度の３月１５日までに、上士幌型脱炭素住宅建設助成事業完了実績報告書（第１０号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（１）対象住宅世帯員が記載された住民票の写し

（２）助成対象住宅の登記事項証明書の写し

（３）助成対象住宅の取得費用の支払いを証明できる書類の写し

（４）助成対象住宅の写真（完成写真（外観及び内観）、断熱気密工事写真、及び再生可能エネルギー設備稼働状況写真等）

（５）建設住宅性能評価書の写し

（６）気密試験結果書の写し

（７）検査済証（建築確認が不要な住宅等にあっては、工事届の写し）

（８）その他町長が必要と認める書類

２　町長が認める場合において、申請者は前項各号に掲げる書類のいずれかについて、添付しない事を選択できるものとする。

（助成金の額の確定）

第１３条　町長は、完了実績報告の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、助成金の額を確定し、上士幌型脱炭素住宅建設助成金額確定通知書（第１１号様式）により、交付決定者に通知し、助成金を交付するものとする。

（助成金交付決定の取消し）

第１４条　町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

（１）虚偽の申請その他不正の手段により助成金を受けようとしたとき、又は受けたとき。

（２）助成金の交付内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（３）助成金の交付を受けた日から３年以内に、助成対象住宅を退去又は他の者に譲渡、もしくは貸与したとき。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めたときはこの限りでない。

２　町長は、前項の規定による取り消しを決定したときは、上士幌型脱炭素住宅建設助成金交付決定取消通知書（第１２号様式）により、取り消しの対象になる者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第１５条　町長は、助成金交付決定の取り消しを決定した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて取り消しの対象となった者に助成金の返還を命ずることができる。

（報告等）

第１６条　町長は、申請者又は交付決定者に報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

２　申請者又は交付決定者は、前項の報告又は調査を求められたときは、協力しなければならない。

３　第１項の権限の行使は、必要な限度を超えて不当なものではあってはならない。

（準用）

第１７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、上士幌町補助金等交付規則（昭和５０年規則第７号）の規定を準用するものとする。

２　申請者又は交付決定者は、助成対象住宅の取得にあたり、上士幌町子育て支援・少子化対策住宅建設助成金等交付事業又は上士幌町定住住宅建設等促進奨励事業の助成金等の交付を受けようとするときは、第６条第１項各号及び第１２条第１項各号に掲げる書類のうち、当該各事業の申請等に添付すべき書類として重複するものにあっては、これを兼ねることができるものとする。

（委任）

第１８条　この要綱及び上士幌町補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

２　この要綱は、令和８年３月３１日限り、その効力を失う。